子育ての相互援助を支援しています

子育ての援助を受けたい人と、手伝いたい人の相互援助活動をサポートしています。

【援助活動の例】

・保育所、認定こども園などへの送迎や預かり
・学校の放課後や放課後児童クラブ終了後の預かり
・冠婚葬祭や通院、買い物など乳幼児を連れて出かけにくい時の預かり など

○利用の流れ

①依頼会員から援助の申し込み
② ③提供会員を調整
④依頼会員へ提供会員を紹介
⑤事前打ち合わせ（ペアの決定）
⑥援助の依頼
⑦援助の実施
⑧利用料の支払い

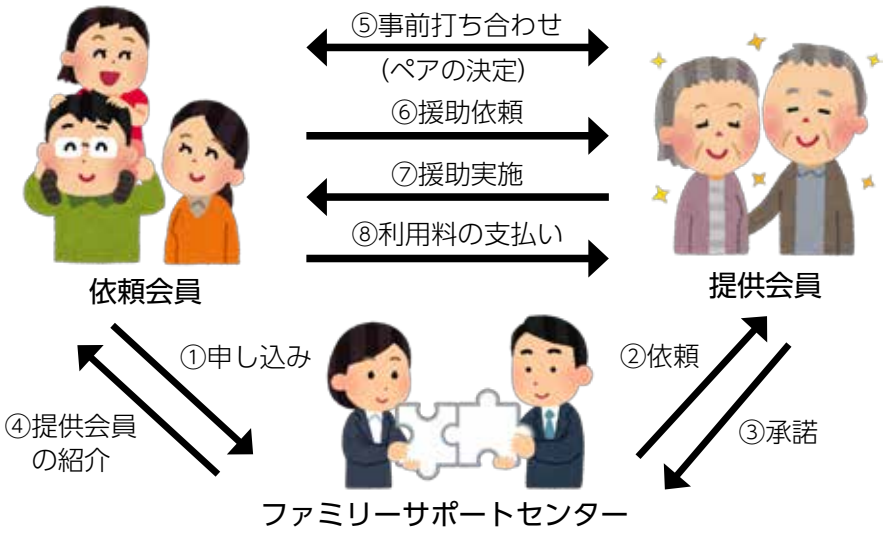

○会員種類

種　類	要　件
依頼会員 （子どもを預けたい人）	・市内に住所を有する人 ・生後６カ月～小学６年生までの子どもと現に同居し、養育している人
提供会員 （援助したい人）	・市内に住所を有する人 ・心身ともに健康で子育て支援に意欲のある 18 歳以上の人（高校生を除く） ・指定の講習を受講した人

○会員登録方法

利用には登録（無料）が必要です。ファミリーサポートセンター（こども課内）で、会員登録の手続きを行ってください。

※顔写真（約縦 2.5cm ×横 2cm） 2 枚、免許証または保険証など本人確認ができるものを持参してください
※電話で来庁予約をお願いします

○利用料

曜　日	7 時～ 19 時	19 時以降
月曜～金曜	1 時間 700 円	1 時間 800 円
土・日曜、祝日	1 時間 800 円	1 時間 900 円

※おやつや送迎に係る交通費などの実費分は依頼会員の負担となります
※利用料はサービス利用後、提供会員に支払ってください

☆幼児教育・保育の無償化について

保育所や認定こども園などを利用していない場合、市から保育認定を受けると利用料が無料になります。（月額上限額があります）詳しい内容は、問い合わせてください。

▶問い合わせ先　島原市ファミリーサポートセンター（こども課内）（☎ 63-1111 内線 301・302）